

生徒心得

生徒は、本校の教育方針を良く理解し、充実した学校生活を送るよう努力しなければならない。

学校は集団生活の中で、学力、体力をつけ豊かな人間性を養う場であり、そのために、一人一人の生徒が規律正しい生活を送るとともに、お互いに協力することが大切である。

次に示す心得を良く守り、若人の英知と情熱を傾けて、新しい校風を創り上げよう。

1 授業について

学習は、学校生活の基本である。教室はもちろんあらゆる場において、常に精神を集中して知識や技術を吸収するとともに、自ら進んで真理を追求してやまない態度を養うように努める。

- (1) 予鈴時までには登校して、心にゆとりをもって授業にのぞむように心掛ける。
- (2) 毎日一定時間必ず予習、復習をする習慣をつける。
- (3) 授業の前後には全員起立して、先生にあいさつする。
- (4) 正当な理由なく、欠席、遅刻、早退をしてはならない。欠席又は遅刻をする場合には、始業前に必ず学校に連絡する。
- (5) 欠席、欠課、公欠、忌引の際は、所定の用紙に理由を付して必ず事後1週間以内に届け出る。
なお、病気で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添えること。
- (6) 授業開始後、先生が来られないときは日直が教務部に連絡する。

2 定期考査の受験について

考査は、公明正大な態度で平素の学力を十分発揮できるよう努力し、不正な行為をしてはならない。

- (1) 考査実施の時間、教室を事前によく確認しておく。
- (2) 座席は名列順に着席する。
- (3) 鉛筆、消しゴム以外の持ち物は、教室前の廊下に置き、机の中には何も入れてはならない。
- (4) 考査中は、私語及び物品の貸借をしてはならない。
- (5) 用のあるときは挙手をして、先生の指示を受ける。
- (6) 考査開始後15分以上の遅刻の場合は、受験することはできない。
- (7) 考査終了までは答案を提出してはならない。
- (8) 受験をしない者は、受験場の周辺に近づかない。
- (9) やむを得ない理由により受験できない場合には、保護者等から事前に電話で欠席の旨を連絡し、欠課理由を証明する書類を添付した所定の用紙により、教務部に届け出る。
- (10) 考査1週間前から成績処理終了日までは許可なく職員室・準備室に入らない。
- (11) 万一、不正行為があれば、当該科目は0点とする。

3 掲示、印刷物配布、放送等について

校内の諸連絡は、主として掲示、放送によるので、常にこれに注意し学校生活に支障のないように努める。

- (1) 生徒が掲示、印刷物配布、放送等をする場合は、関係の教職員の了解を得て、生徒指導部に届け出て許可を受ける。
- (2) 掲示について
 - ア 掲示用紙には、責任者名、掲示期間、生徒指導部の承認印が必要である。
 - イ 掲示期間は原則として2週間程度とし、その期間が過ぎたものは責任者が撤去する。
 - ウ 掲示は、学校が定めた場所で行う。
 - エ 掲示物の大きさは、原則として、模造紙半切大までとし、枚数は3枚以内とする。
 - オ 掲示内容が、事実に基づかないものであったり、人権を侵す恐れのあるものは禁止する。
- (3) 板書による掲示、印刷物の配布、放送についても3(2)を準用する。

4 対人関係について

お互いの人権と人格を尊重し、礼儀を正しくし、高校生として品位ある態度で人に接する。

- (1) 言語、態度、服装は、常に節度を重んじ、お互いに不快な感じを与えないよう努める。
- (2) 教職員に対しては、常に親しみと敬意を持って接し、外来の方にも挨拶を心がけること。
- (3) 物品、金銭の貸借は、友人関係阻害の原因となりやすいので、できる限り避けること。
- (4) 学校の内外を問わず暴力はもとより、人権を侵害するあらゆる言動は厳禁する。

5 校舎、施設、設備等について

学校生活に好適な環境をつくるため、常に美化、整理に努める。

- (1) 教室の机、いすなどは、大切に使用し、勝手に移動したり乱雑に扱わない。また、落書きを禁ずるとともに、授業後の黒板は次の授業に差し支えないよう拭きしておく。
- (2) 校舎、校具、樹木等公共物は大切にし、万一破損した場合は、直ちに学級担任を通じて事務部へ届け出る。
- (3) 非常階段は非常の場合以外は使用しない。また、許可なく屋上に上がらない。
- (4) 校内では、火気に注意し、許可なく爆発物その他危険を伴うものを所持したり、使用したりしない。
- (5) 学校の施設、設備等を特別に使用する場合は所定の「学校施設、設備使用願」を提出する(休業日に使用する場合も同様)。

6 登下校、通学について

登下校には、交通規則、交通道德をよく守り、事故のないよう安全に留意する。

- (1) 始業時間に遅れないように登校し、登校後は放課後まで校外に出ない。完全下校は、原則として、夏(4~10月)午後6時、冬(11~3月)午後5時30分とする。それ以後の校舎、グラウンドの使用は所定の「学校施設、設備使用願」を提出して許可を受け、使用後は教職員にその旨を連絡して下校する。
- (2) 登下校時、歩きながら飲食することは禁止する。
- (3) 自転車通学は、生徒指導部で許可を受ける。
- (4) 事故にあった場合は、登校後に生徒指導部で事故届を受け取り記入する。

7 服装、履物、所持品等について

- (1) 所定の服装で登下校すること。ただし、健康上などの理由で、特に指定以外のものを着用する場合は、生徒指導部の許可を受けること。
- (2) 校舎内では、指定の上履きを使用し、体育館では体育館専用の運動靴を使用する。
- (3) 洛水ハンドブックと生徒証明書は常に所持し、いつでも生徒証明書を呈示できるようにする。
- (4) 所持品には必ず、学年、組、氏名を明記し、華美・高価な品、学習に不必要な物は校内に持ち込まない。
- (5) 校内において、金銭、物品を紛失あるいは拾得したときは、直ちに教職員に報告するとともに、生徒指導部へ届け出る。
- (6) 制服の加工は禁止する。
- (7) 頭髮の特別な加工（染色等）は、しないこと。アクセサリ類（ピアスやネックレス等）については、禁止する。

8 校外生活等について

家庭生活をはじめ、校外における社会生活においても、基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい生活を送るよう努める。

- (1) 旅客鉄道割引乗車証の交付を願い出るときは、所定の「学割交付願」に、必ず必要事項を記入し、学級担任及び生徒指導部の許可印を受けた上、2日前までに事務部へ提出する。
- (2) アルバイトは、許可制とする。原則、成績不振がないことを条件とし、保護者等の許しを受けて、学級担任及び生徒指導部に届け出て許可を受ける。
- (3) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律によるまでもなく、飲酒、喫煙は厳禁する。また、賭け事及びこれに準ずる行為を禁ずる。
- (4) 自動車、原動機付自転車及び自動二輪車の禁止について。
 - ア 在学中に自動車、原動機付自転車及び自動二輪車の免許を取得してはならない。
 - イ 原動機付自転車及び自動二輪車に乗ってはならない。
 - ウ 原動機付自転車及び自動二輪車を購入してはならない。
 - エ 原動機付自転車及び自動二輪車に乗せてもらってはならない。

9 ホームルームの生徒の当番(日直)について

毎日の授業やホームルーム活動を円滑かつ活発にするために、ホームルーム当番を設ける。

- (1) 当番の仕事
 - ア 直ちに授業ができるように黒板、黒板ふき等の清掃をし、教室を整備しておく。
 - イ ホームルームで緊急事態が発生した場合は、直ちに学級担任に連絡する。
 - ウ 登校したら学級日誌を学級担任より受け取り、必要事項を記入して下校時に学級担任に返却する。

10 その他

- (1) 許可なく業者から寄付、広告料等を集めることは禁止する。
- (2) 健康に留意し、学校で行う諸検査、必ず受け、異常があった場合には、速やかに医師の診断を受ける。

附則 平成8年4月1日改定

附則 平成11年4月1日一部改定

附則 平成14年4月1日一部改定

附則 平成25年4月1日一部改定

附則 平成26年4月1日一部改定

附則 令和5年4月1日一部改定